
◎議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議の 28-1 ページでございます。議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

続きまして 28-3 ページでございます。議案説明です。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い地方公共団体の手数料を標準に関する政令の一部が改正され、危険物を取り扱う製造所等に係る各種許可申請及び検査手数料の標準が見直されたことから本町における当該手数料についてもこれに準拠するため本条例の一部を改正するものであります。なお本条例の改善に伴う該当施設は本町にはございません。

施行年月日でございますけれども 28-2 ページでございます。附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。